

兵庫県公報

平成26年10月7日 火曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

公安委員会規則

- | | |
|---|----------|
| ○ 薬物の濫用の防止に関する条例第20条第2項及び第3項に基づく立入調査の実施に関する規則 | ページ
1 |
| ○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則 | 2 |

公布された法令のあらまし

●薬物の濫用の防止に関する条例第20条第2項及び第3項に基づく立入調査の実施に関する規則（公安委員会規則第5号）

薬物の濫用の防止に関する条例の制定に伴い、同条例の施行に関して必要な事項を定める。

●風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第6号）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行により幼保連携型認定こども園が創設されることに伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

公安委員会規則

薬物の濫用の防止に関する条例第20条第2項及び第3項に基づく立入調査の実施に関する規則をここに公布する。

平成26年10月7日

兵庫県公安委員会
委員長 橋本 猛 伸

兵庫県公安委員会規則第5号

薬物の濫用の防止に関する条例第20条第2項及び第3項に基づく立入調査の実施に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年兵庫県条例第37号。以下「条例」という。）第20条第2項及び第3項に基づき実施する立入調査に関し必要な事項を定めるものとする。

（立入調査を行う警察職員）

第2条 条例第20条第2項に規定する公安委員会規則で定める警察職員は、刑事部組織犯罪対策局薬物銃器対策課及び警察署の警察職員とする。

（証明書）

第3条 条例第20条第3項に規定する公安委員会規則で定める身分を示す証明書の様式は、身分証明書（別記様式）のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第3条関係）

(表)

	身 分 証 明 書	第	号
写 真	所 属 階 級 氏 名		
<p>上記の者は、薬物の濫用の防止に関する条例第20条第2項の規定により立入調査をする警察職員であることを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">兵庫県公安委員会 印</p>			

5.4

8.6

(裏)

薬物の濫用の防止に関する条例（抜粋）

(立入調査)

第20条 公安委員会は、第10条から第15条まで、第17条、第18条及び第26条の規定の施行に必要な限度において、公安委員会規則で定める警察職員に、知事監視店その他必要な場所に立ち入り、書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前2項の規定により立入調査を行う者は、第1項の職員は規則で、前項の職員は公安委員会規則で定めるその身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第24条 第20条第1項若しくは第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第25条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金を科する。

注 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月7日

兵庫県公安委員会
委員長 橋 本 猛 伸

兵庫県公安委員会規則第6号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則（昭和60年兵庫県公安委員会規則第1

号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「限つて」を「限って」に改め、同条第1項第2号中「保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定するものをいう。）」の右に「、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定するもののうち、特定認可外保育施設型認定こども園（認定こども園の認可等に関する条例（平成18年兵庫県条例第63号）第2条第4号に規定するものをいう。）を除く。）」を加え、「第1条の5第3項」を「第1条の5第2項」に改める。

第4条第1号中「よつて」を「よって」に改め、同条第3号中「よつて」を「よって」に、「あつて」を「あって」に改める。

附 則

この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。ただし、第3条の見出し及び同条第1項第2号の改正規定（「第1条の5第3項」を「第1条の5第2項」に改める部分に限る。）並びに第4条の改正規定は、公布の日から施行する。